

2024年10月1日以降に満期を迎えるお客さまへ

# 企業分野火災保険改定のご案内

自然災害の激甚化・頻発化や一部の業種における大規模な事故の増加等を受けて、2024年10月1日以降保険始期の契約について、商品改定を実施いたします。  
本改定により、ご契約(更改)にあたり保険料や補償内容に大きな変更が生じる場合がありますので、改めてご契約内容をご確認のうえ、お手続きいただきますようお願い申し上げます。

## 保険料の改定

### 1. 改定項目

火災、落雷、破裂・爆発 風災・雹災・雪災	都道府県、構造級別、業種、保険価額等に応じて料率の見直しを実施いたしました。
水災	物件の所在地に応じて料率の見直しを実施いたしました。
電氣的・機械的事故	一部の契約で料率の見直しを実施いたしました。
その他危険 (破損・汚損等)	業種や物件の所在地、保険価額等に応じて料率の見直しを実施いたしました。

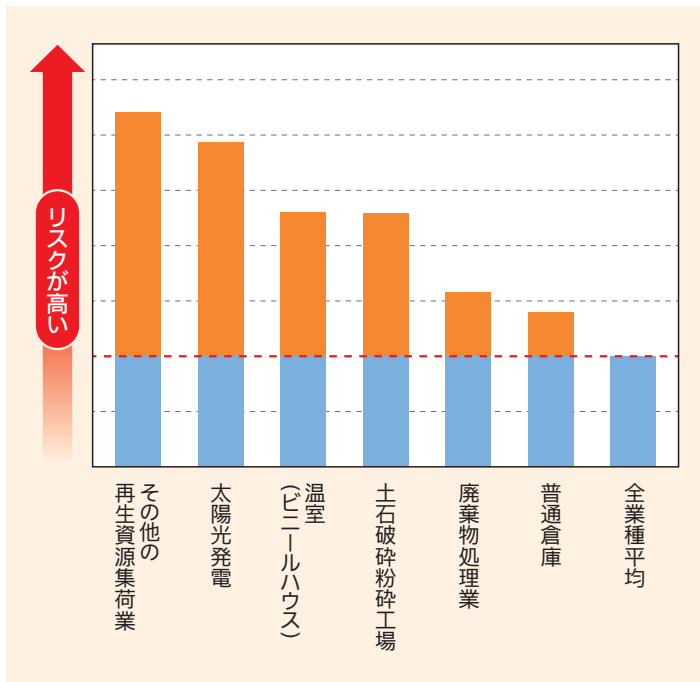
### 2. 改定の背景

万が一の大きな損害に対する補償を今後も安定的に提供し続けていくため、料率改定を実施いたします。

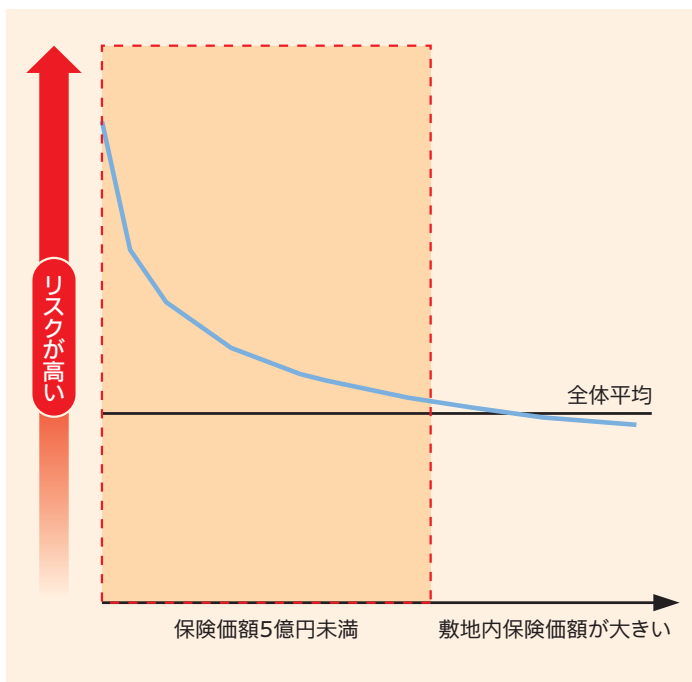
- 大型台風や線状降水帯等、自然災害の増加に伴い、火災保険の支払保険金は増加傾向にあります。
- 太陽光発電設備、倉庫や温室(ビニールハウス)などの特定の業種においては、自然災害をはじめ、各補償区分の損害率<sup>(注)</sup>が恒常的に高い傾向にあります。
- ご契約の規模によって損害率<sup>(注)</sup>に差異があり、特にご契約いただいている物件の規模が小さいほど損害率<sup>(注)</sup>が恒常的に高い傾向にあります。

(注)損害率とは、お支払いいただいている保険料に対する、支払保険金の割合をいいます。以下同様とします。

#### ▼業種ごとの損害率のイメージ



#### ▼ご契約の規模ごとの損害率のイメージ



## 一部商品の販売停止

商品ラインアップの簡素化のため、次の商品については、2024年10月1日以降保険始期契約より販売を停止いたします。

移行前の引受商品	移行後の引受商品
普通火災保険・店舗総合保険・店舗休業保険	企業総合補償保険 など
森林火災保険	当社でのお引受けは停止いたします。

## 商品内容の改定とその背景

### ① 特定の業種における保険期間の制限

- 特定の業種<sup>(注1)</sup>においては、ご契約いただける保険期間が1年のみとなります。
- 特定の業種<sup>(注1)</sup>以外の工場物件においては、ご契約いただける保険期間が最長3年までとなります。



近年、倉庫や工場などの一部の業種において、火災や爆発による大規模な事故が増加しています。今後も継続して安定した補償をご提供するために、保険料や補償内容についてタイムリーに見直しができるよう、保険期間を制限します。

### ② 臨時費用保険金の改定

- 臨時費用保険金(10%・100万円限度)は、普通保険約款での標準的な補償から除外いたします。同等の補償を希望される場合は、臨時費用補償特約のセットが必要となります。
- 「臨時費用保険金支払拡大特約(30%・500万円)」は、販売停止となります。



・臨時費用保険金は臨時に生じる費用に対する保険金で、事故時に実際にお客さまがご負担する費用に対してお支払いする損害保険金が不足するケースを想定してご用意しておりました。  
・再調達価額ベースで保険金額を設定するご契約が増えており、臨時費用保険金を対象としているご契約においては、事故の発生によって被った損害を超えて保険金をお支払いするケースがあります。

### ③ 自己負担額(免責金額)の改定

設定方法	フランチャイズ方式 <sup>(注2)</sup> (風災・雹災・雪災のフランチャイズ20万円免責を含みます。)の販売を停止し、エクセス方式 <sup>(注3)</sup> のみとしました。
風災・雹災・雪災および水災の最低自己負担額(免責金額)	一部の業種 <sup>(注1)</sup> を除き、風災・雹災・雪災および水災において5万円以上の自己負担額(免責金額)を必ず設定していただきます。
特定の業種 <sup>(注1)</sup> における最低自己負担額(免責金額)	特定の業種 <sup>(注1)</sup> においては、ご設定いただける自己負担額(免責金額)に制限を設けます。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



・分かりやすさの観点から、フランチャイズ方式<sup>(注2)</sup>の販売を停止し、エクセス方式<sup>(注3)</sup>のみとします。  
・線状降水帯の発生による水災や、雹災など、一定規模の被害を及ぼす自然災害が直近数年で毎年発生している状況にあります。万が一の大きな損害に対する補償を今後も安定的にご提供していくため、風災・雹災・雪災および水災の補償区分に最低自己負担額(免責金額)を導入します。ただし、一部の業種<sup>(注1)</sup>は他の業種と比べて損害率が安定しているため、その導入の対象外とします。  
・太陽光発電設備、倉庫や温室(ビニールハウス)などの特定の業種においては、自然災害をはじめ、各補償区分の支払件数および支払保険金が恒常的に多い傾向にあります。  
・業種ごとの損害率のイメージについては、表面下部のグラフをご覧ください。

### ④ その他の主な改定

- 建物の建築年月に応じた保険料体系を導入いたします。それに伴い、建物の建築年月を告知事項に追加いたします。
- (複数敷地内)特殊包括契約に関する特約をセットしているご契約では、保険金のお支払い方法を、敷地内の協定保険価額の合計額に対する比例払から、敷地内の損害の生じた保険の対象の種類(建物等、設備・什器等、商品・製品等)ごとの協定保険価額の合計額に対する比例払に変更いたします。
- 地震危険補償特約(支払限度額方式)をセットしているご契約では、保険価額に対して保険金額が不足している場合の保険金のお支払い方法を、実損払から比例払に変更いたします。なお、地震危険補償特約(縮小支払方式)では、従来より比例払としております。

(注1) 具体的な対象業種などの詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(注2) フランチャイズ方式とは、損害の額が自己負担額(免責金額)を超えた場合に保険金をお支払いする設定方式をいいます。

(注3) エクセス方式とは、損害の額から自己負担額(免責金額)を差し引いて損害保険金をお支払いする設定方式をいいます。

※企業総合補償保険は、企業総合補償保険普通保険約款でお引受けする火災保険の商品名です。

※このチラシは、特にご注意ください点などの概要を記載したものです。さらに詳しい内容につきましては、「普通保険約款および特約」、「パンフレット」、「重要事項等説明書」等でご確認ください。

※ご契約に際しては、重要事項等説明書を必ずお読みください。

※詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

ライフクラフト株式会社  
〒132-0011  
東京都江戸川区瑞江2-6-1 パールスカイビル7F  
TEL: 03-5879-8839 / FAX: 03-5879-8188